

国立大学法人信州大学と国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターとの連携・協力に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力を促進し、相互の研究、医療及び教育活動のより一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲並びに乙における研究活動のより一層の高度化、学際化及び産学官交流の推進を図り、相互に連携協力すること、それぞれが有する医療機能を効果的に発揮することにより、医療の課題に適切に対応するとともに、相互の医療水準を高め、医療関係者の資質向上に資すること、及び甲の学生が乙において、より実践的な教育・研究指導（以下「研究指導等」という。）を受ける機会を与え、将来の先端科学技術を担う人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力の実施事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、以下の連携・協力を推進する。

- （1）共同研究等の研究協力に関すること
- （2）医療連携に関すること
- （3）学生への研究指導の実施を含む人材養成に関すること
- （4）その他本協定の目的を達成するために必要な協力

2 甲及び乙は前項の連携・協力を実施するため、必要に応じて本協定書に基づく個別覚書等を締結するものとする。

（連携協議会）

第3条 甲及び乙は、本連携・協力を推進するため、必要に応じて連携協議会を設置し相互の協議を行う。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間終了前に、その期間の連携及び協力内容の評価を行い、甲と乙両者の合意により更新することができる。

（細目）

第6条 甲又は乙は、この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、双方各1通を保有するものとする。

令和 4年 7月 1日

（甲）

長野県松本市旭三丁目1番1号

国立大学法人信州大学

学長

中村 宗一郎



（乙）

東京都小平市小川東町四丁目1番1号

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

理事長

中込 和幸

